令和８年９月２４日　都市整備常任委員会（速報版）

午前十時開議

○**畠山晋一委員長**　ただいまから都市整備常任委員会を開会いたします。

――――――――――――――――――――

○**畠山晋一委員長**　若林委員は欠席でございますので、御報告いたします。

本日は、議案審査等を行います。

それでは、１議案審査に入ります。

まず、議案第七十八号「世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○**渡邊都市デザイン課長**　それでは、議案第七十八号「世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本件は、令和八年九月二日に当委員会に御報告したもので、景観法の改正に伴い引用条文を修正するとともに、規定の整備を図る必要が生じたため本案を提出するものでございます。

内容については二ページ目を御覧ください。令和八年九月二日、当委員会に報告した内容と変更はございません。

なお、附則としまして、この条例は景観法の施行に合わせ施行する予定でございますが、現在、法の施行予定日が決定していないことから、施行予定日は規則で定める日としております。

説明については以上でございます。

○**畠山晋一委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長**　これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長**　御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は原案どおり可決と決定をいたしました。

―――――――――――――――――――

○**畠山晋一委員長**　次に、議案第七十九号「世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○**菊池建築調整課長**　それでは、議案第七十九号「世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本件は、九月二日の当委員会で御説明した案件で、東京都市計画下高井戸駅周辺地区地区計画が都市計画決定されたことに伴い、条例の適用区域を拡大する必要があるため、本案を提出するものでございます。

改正内容については二ページ目以降に記載させていただいております。詳細については、前回委員会において御説明した内容から変更はございません。

あわせて、附則として、条例の施行日を規定しております。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**畠山晋一委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長**　これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長**　御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は原案どおり可決と決定をいたしました。

―――――――――――――――――――

○**畠山晋一委員長**　次に、議案第八十号「世田谷区立公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○中杉公園緑地課長　それでは、議案第八十号「世田谷区立公園条例の一部を改正する条例」につきまして御説明させていただきます。

本案は、世田谷区立若林五丁目公園を廃止する必要があることから提出するものでございます。

二ページを御覧ください。世田谷区立公園条例別表第１の１の部㈢から世田谷区立若林五丁目公園の項を削除するものでございます。

本案の内容については、九月二日の当委員会で御説明させていただいたとおりでございます。

この条例は、令和八年十月二十九日の施行を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○畠山晋一委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

○たかじょう訓子委員　この若林五丁目公園は、私どもが反対している都道補助五二号線の予定地となっています。この問題については、道路として反対しているので、もともと反対ではあるのですが、この間、住民の方から要望書が上がってきました。

これについては、近隣の若林公園についてアクセスがとてもよいということや、それから子どもたちが気軽に立ち寄れる遊び場として、また、保護者の交流、職場の昼休みの休憩、友人同士の集まり、また、保育者の交流、職場の昼休みの休憩など、散歩の休憩場所としても幅広く利用されてきたという経緯があります。

地域の方からは、こうした地域の生活に深く根差した公共空間を残してほしい、長年にわたり住民の生活環境を支えてきた存在だということで、廃止することに反対の要望が上がっています。

さらに、道路については、この間、事業期間を二年間延長したにもかかわらず、住民との合意形成が進まず、道路完成の見通しも立っていないということです。

そういう状況の中で、まだ道路の整備がもう少し先だというときに、このタイミングで廃止することはないのではないかというような意見も上がっております。それは当然のことだと思っています。地域の住環境を守るために、拙速な廃止を避けて、住民の声を踏まえた慎重な判断を行っていただきたいということを申し述べて、反対をしたいと思いま

す。

○畠山晋一委員長　採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○畠山晋一委員長　挙手多数と認めます。よって議案第八十号は原案どおり可決と決定いたしました。

―――――――――――――――――――

○畠山晋一委員長　次に、議案第八十一号「特別区道路線の認定」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○松本道路管理課長　それでは、議案第八十一号「特別区道路線の認定」について御説明いたします。

本案は、新たに特別区道路線として認定する必要があることから、道路法第八条第二項の規定に基づき提出するものでございます。

資料の二ページを御覧ください。本路線の概要については、九月二日開催の本委員会において御説明したとおりでございますが、起終点を世田谷区桜上水二丁目二百三十一番四から二百三十三番八とする区間で、住居表示で申し上げますと桜上水二丁目十三番となります。

参考といたしまして、延長、幅員、面積、道路の現況については記載のとおりでございます。

資料三ページの案内図を御覧ください。右下の拡大図の中に記載しております黒塗りの部分が特別区道として今回道路認定を予定している路線でございます。本件道路は、開発行為によって道路整備がなされ、区が帰属を受けた道路となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○畠山晋一委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長　お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長　御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は可決と決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○畠山晋一委員長　次に、議案第八十二号「特別区道路線の認定」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○松本道路管理課長　それでは、議案第八十二号「特別区道路線の認定」について御説明いたします。

本案は、新たに特別区道路線として認定する必要があることから、道路法第八条第二項の規定に基づき提出するものでございます。

資料の二ページを御覧ください。本路線の概要については、九月二日開催の本委員会において御説明したとおりでございますが、起終点を世田谷区給田五丁目十二番五十五から十二番五十七とする区間で、住居表示で申し上げますと給田五丁目十七番となります。

参考といたしまして、延長、幅員、面積、道路の現況については記載のとおりでございます。

資料三ページの案内図を御覧ください。右下の拡大図の中に記載しております黒塗りの部分が特別区道として今回道路認定を予定している路線でございます。本件道路は、開発行為によって道路整備がなされ、区が帰属を受けた道路となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○畠山晋一委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長　これより採決に入ります。お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長　御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は可決と決定いたしました。

以上で１議案審査を終わります。

―――――――――――――――――――

○畠山晋一委員長　次に、２報告事項の聴取に入ります。

まず、㈢令和八年度一般会計補正予算（第三次）〔当委員会所管分〕について、理事者の説明を願います。

○山梨防災街づくり担当部長　それでは、令和八年度一般会計補正予算（第三次）について、当委員会所管分の説明を順次行います。

各部より、右上のページ番号九ページの一般会計歳出（部別）一覧、一〇ページ以降の各会計歳出事業概要、一五ページの繰越明許費補正、一六ページ以降の債務負担行為補正により説明いたします。

私からは、防災街づくり担当部所管分について御説明申し上げます。

歳出について、まず九ページを御覧ください。防災街づくり担当部の補正額は四億二千百万円の増額でございます。

内容としまして、一二ページを御覧ください。４都市整備関連の㈢建築物耐震診断・補強工事において、耐震化支援事業における耐震改修工事助成金の増により四億二千七十五万円を増額いたします。

続いて、繰越明許費補正について、一五ページを御覧ください。番号３、建築物耐震診断・補強工事について、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事が年度内に終了しないため、四億二千七十五万円を繰越しいたします。

私からの説明は以上でございます。

○畝目土木部長　それでは、私からは、土木部所管分について御説明いたします。

初めに歳出について、九ページをお願いいたします。補正額は全体で約五千四百万円の増額でございます。

内訳としては、一二ページをお願いいたします。㈨の都市型水害対策の推進において、止水板設置工事における助成金の増によります増額でございます。

次に、一六ページをお願いいたします。債務負担行為の補正についてです。表の番号２、世田谷区役所通り引込管等整備工事について、工期が長期にわたり、分割契約が困難であるため、令和八年度から令和九年度を期間として二千二百四十三万四千円を債務負担額として計上いたします。

私からの説明は以上でございます。

以上、令和八年度一般会計補正予算（第三次）について当委員会所管分の説明を終わります。

○畠山晋一委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長　それでは、ここで理事者の入替えを行いますので、委員の方はしばらくお待ちください。

――――――――――――――――――――

○畠山晋一委員長　次に、㉙大井町線沿線の街づくりについて、理事者の説明を願います。

○黒岩玉川総合支所街づくり課長　それでは、大井町線沿線の街づくりについて御説明させていただきます。

まず、１の主旨でございます。東急大井町線沿線の地域は、良好な住環境を形成しております一方で、踏切による地域の分断や交通渋滞、災害時の救急活動の妨げなど様々な問題があり、また、交通結節機能やオープンスペース・緑の確保など、対応すべき課題がある状況です。

区は、今後、地域とともに沿線街づくりを進めていくために、世田谷区内四駅周辺の沿線エリアのまちづくりについて、現状と課題を整理し、方向性や進め方など、今後のまちづくりの考え方を示す大井町線沿線街づくりの考え方を取りまとめていくこととし、このたび素案を作成したので報告いたします。

２の背景でございます。大井町線沿線では、踏切解消を目指して、地元町会・商店会が中心となった活動があり、近年はその活動が活発化しており、目黒区内においても同様の組織が設立され、自由が丘駅の再開発が進展するなど、沿線地域全体でまちづくりに対する住民の関心が高まっております。

さらに、令和八年六月に東京都「踏切対策基本方針」が改定され、緑が丘駅から等々力駅付近は引き続き鉄道立体化の可能性を検討すべき区間とともに、新たに等々力駅以西の三か所の踏切を含む区間が位置づけられ、沿線全体での踏切対策の必要性が高まっております。

経緯については、記載のとおりでございます。

３大井町線沿線街づくりの考え方（素案）でございます。別紙１の概要版を御覧ください。四ページでございます。

初めに、１、２として、策定背景・目的、対象エリアについて記載しております。

続いて、令和七年七月に改定した世田谷区都市整備方針の地域整備方針など既存計画、方針を踏まえて、地域の現状について、強み、弱みを整理し、４の街づくりの考え方、５―１の沿線街づくりの将来のイメージをまとめました。

次のページでは、５―２の都市構造のイメージ、三ページ目では、各駅周辺でのイメージを整理しています。６の今後の街づくりの進め方では、地域の方々や関係者と連携・協力してまちづくりを進めていくことを記載しています。

では、かがみ文の二ページに戻っていただき、４の街づくりニュース、オープンハウス、意見募集についてでございます。まちの現状と課題を共有し、まちづくりについて理解を深めるため、記載のとおり、ニュースの発行とオープンハウスの開催、素案に対する意見募集を行います。

最後に三ページ、５今後のスケジュールについては記載のとおりで、令和九年二月に「大井町線沿線街づくりの考え方」を策定した後、令和九年度以降は、各駅周辺における意見交換等を実施してまいります。

説明は以上です。

○畠山晋一委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○ひうち優子委員　一点お伺いしたくて、連続立体交差事業や複々線事業、高架になるのかとか地下になるのか、そういうスケジュール感というものはどんな感じになるのでしょうかというのを教えてください。

○黒岩玉川総合支所街づくり課長　現在、連立事業のスケジュール感については、本編三ページに載っておるような流れとなっておるのですが、国で行う着工準備採択の後に比較設計協議が行われて、その前に事業候補区間に位置づけた上で、そのような作業が始まっていきますので、今後は国や都の調整の中で進んでいくというような流れになっており、こちらのほうでの見通しは、まだちょっと分からない状況です。

○山口ひろひさ委員　この大井町線の踏切解消ですが、急行導入以来、地域では、この踏切の閉鎖時間が長くなって、何とか解消していこうということで取り組んできた課題であるわけです。

自由が丘の再開発を契機に、本当に動き出すのではないかという感覚はあるのですが、先ほどスケジュール感という質疑もありましたが、これからステップをかなり多く踏んでいかなければいけないところです。

それぞれ急行導入以来、各駅において、世田谷区においては街づくり連絡協議会が設置されて、ちょっと小康状態にはなっておりましたが、だんだん議論をしながら、ここのところに来て、やはり自由が丘の影響ではありませんが、動き出しているということがあるのですが、このスケジュールを少しでも早くしていくためには、やはり地域住民の機運が高まるということが大切だと思うのです。

自由が丘のほうは、実際に再開発が進み、目に見えている中で、機運は本当に盛り上がっていくのだと思うのですが、やはりそれに遅れることなく、世田谷区のほうも、しっかりとこの機運を高めていかなければいけないと。

先ほどオープンハウス等々という話もありましたが、こういうことをやるだけでは、なかなか地域の住民に、本当にこれから将来に向けて踏切が動き出すのだなという感覚は出てこないと思いますので、やはりそれぞれのステップ、ステップにおいて、しっかりと周知、共有をしていくということが大切だと思うのですが、その辺についてはどんなお考えがありますか。

○黒岩玉川総合支所街づくり課長　今の御質問については、まさにこれから機運醸成ということで進めていくというところでは、こちらもそのように認識しております。

来年度、令和九年度以降に、各駅周辺において、まちづくりに関する意見交換会、もう少し具体的に皆さんに集まっていただいてというようなものも検討しておりますので、そちらの中で、より皆さんの理解を深めていければと考えております。

○中塚さちよ委員　この自由が丘近辺で、いろいろと新しく始まるということで、地域の方も大変注目しているところと思います。

そして、ちょっと古いというか、大分前の話になってしまうのですが、平成十六年ぐらいに、この工事とかをするに当たって、国分寺崖線の地下水の保全について、いろいろ地下の構造物が埋まったりしているものですから、このことについて地下水の調査を、うちの羽田議員が求めたりしていたこともあったようですが、その点については、今回ちょっと、何か記載が全くないのですが、その後どうなりましたでしょうか。

○黒岩玉川総合支所街づくり課長　今の御質問で、平成十六年の時代に行われた等々力渓谷の湧水に関する地元の皆様の意見は、こちらのほうとしても認識しております。

今回、そういうものも踏まえまして、緑について、等々力渓谷についても、この考え方の中に記載しております。

さらに、今後、事業が進んでいく過程の中で、環境影響評価などを実施しながら進めて

いきますので、過去の経緯も踏まえて、そういう点についても、世田谷区としてもしっかりと確認して、皆さんの意見を伺いながら進めさせていただければと思っています。

○中塚さちよ委員　踏まえましてということですが、どこに触れているのですか。

○黒岩玉川総合支所街づくり課長　記載しておりますのは、この資料の中の二五ページで、地域の強みとして、国分寺崖線の等々力渓谷などが世田谷の風景の基盤となる地形の豊かさを感じることができるエリアというように認識を確認しております。

具体的にその湧水のお話だとか、そういうところについては、その段階では記載しておりませんが、今後、皆さんの意見も踏まえて、少し記載については工夫をしていくこともできるかと考えております。

○中塚さちよ委員　ちょっとここのおっしゃっていただいた二五ページでは、湧水とかへの影響や調査のことや、特にここに踏まえられているというようにはなかなか読めなかったので、そのあたりは、引き続き御検討いただき、その問題に関心を持っていた方々も、ちょっと安心できるようなところが必要ではないかと意見をさせていただきます。

あと、今回は、基本的にはまちづくりのことではあると思うのですが、結構最近、水害とかも多い中で、ここも崖ですから、この間も、議会でかなり、その崖についての懸念なども出ていたかと思うのですが、そこについては、例えばこの資料三五ページの中で、一応グリーンインフラのことなども触れられてはいますが、そういうところについても、併せて取組を進めていくということなのでしょうか。

○黒岩玉川総合支所街づくり課長　そうですね、こちらの三五ページに、水害等の対策についても少し記載しておりますが、これからまちづくりの検討を進めていく中で、そのようなまちの皆さんの課題をいろいろ伺って、どのように進めていくかをこれから検討していければと考えております。

○中塚さちよ委員　かなり自然も多いエリアだと思いますので、その自然が、景観とかだけではなくて、そうした災害対策の面でも役立っているというところも踏まえて、今後のまちづくりを進めていっていただければと要望いたします。

○関口江利子委員　ありがとうございました。一点質問なのですが、オープンハウスが十月の九日、十日と二日間で、意見募集のほうが十月九日から三週間あるのですが、意見を述べるに当たって、オープンハウスはもう少し長くすることはできないのですか。

○黒岩玉川総合支所街づくり課長　オープンハウスについては、今回、素案をつくったというタイミングで、区の職員もそちらの場所で直接説明できる機会をということで設けて

おります。

今回、意見を聴くという部分で実施するということもありますが、今後も、来年度以降も各駅や、また全体で意見を聴いていく機会は多く持っていく予定でおりますので、今回は、この十月九日、十日の二日間でオープンハウスを開催ということで考えております。

○関口江利子委員　ありがとうございます。先ほど山口委員もおっしゃったのですが、やはり近隣住民もしくは周辺の住民に、どれだけ情報をしっかり届けられるかが大事になってくると思いますので、今回、オープンハウスも、総合支所の四階ということで、どれだけの人がそこを訪ねるのだろうというような心配もあるので、とにかく情報の周知については、今回は二日間だけということで変えられないようですが、しっかり伝えることに注力していただきたいと思います。要望します。

○下山芳男委員　この資料の二四ページにも書いてあるのですが、この地域は、約百年前に玉川全円耕地整理という、豊田正治さんという方が本当に命をかけてやったことが、今の玉川地域の整理された、そういう土地があって、また、それぞれ戸建てが多いような、住環境が非常に保たれているところだと思うのですが、今のお話にもありましたが、やはり商店街とか町会も、この地域は、まだまだ本当に力のあるところがたくさんあると思うので、地域の方にお知らせするにしても、そういう皆さんの力を合わせていけば、かなり浸透するのではないかと私も考えるのですが、その点、区の考えは、地域の方にどうやって知らしめるというか、協力していただくかという、その点についてちょっと考えがあれば伺いたいと思います。

○黒岩玉川総合支所街づくり課長　今の御質問について、地域の町会や商店街の皆様との関係というところについては、現在、大井町線街づくり連絡協議会というような組織がございまして、我々は、そちらの皆様と一緒に、その支援という形で関わらせていただいているのですが、今回、この大井町線沿線街づくりの考え方を公表するに当たって、御協力をお願いしながら進めていければと考えております。

また、それ以外にも、このエリア内の駅、また、二子玉川駅、自由が丘駅に、今回も別紙３でつけておりますニュースも配架して、皆さんに十分お知らせしていきたいと考えております。

――――――――――――――――――――

○畠山晋一委員長　続いて、㉟千歳烏山駅周辺の街づくりについて及び㊱東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（千歳烏山駅前広場南側地区）及び東京都市計画高度利用

地区の変更（千歳烏山駅前広場南側地区）並びに東京都市計画地区計画の変更（千歳烏山駅周辺地区）についての二件は関連する案件ですので、一括して理事者の説明を願います。

○鈴木烏山駅周辺整備担当課長　それでは、私から千歳烏山駅周辺の街づくりについて、まず御報告します。

１主旨でございます。駅周辺では、京王線連続立体交差事業等の都市計画事業が進められ、区では、これらの事業を契機として、駅周辺の街づくりをハード・ソフトの両面から総合的に推進するため、ちとからまちづくりフォーラムを実施しております。

その取組の一環として、駅前広場南側地区の市街地再開発事業について、地域住民との意見交換を行う第四回街づくり情報交換会を開催するため、その御報告をいたします。

また、昨年度から同フォーラムにおいて実施しておりますワークショップなどの成果を踏まえ、駅周辺の将来イメージ及びテーマ別方針（案）の取りまとめを進めておりますので、その検討状況についても御報告いたします。

さらに、まちづくりの検討に若い世代の視点を継続的に取り入れるため、高校生と地域が連携して取り組んでおります、ちとからまちづくりＬａｂ．の活動状況についても御報告いたします。

続いて、２区域等については記載のとおりでございます。

次に、３のこれまでの経緯ですが、別紙１として、資料右上の五ページを御覧ください。

左の欄が、千歳烏山駅周辺のまちづくりの動きの経緯となっておりまして、右の欄が駅前広場南側地区の、主に再開発の検討経緯になります。

七ページを御覧ください。右の欄で、五月に開催した第三回の街づくり情報交換会以降、左の欄、千歳烏山駅周辺では、ちとからまちづくりＬａｂ．を五月と七月に開催し、ちとからまちづくりフォーラムの将来イメージの作成ワークショップについては、八月と九月の二回開催しております。

二ページにお戻りください。４駅前広場南側地区街づくり情報交換会（第四回）の開催についてでございます。区では、駅前広場南側地区の市街地再開発事業について、再開発準備組合の参加・協力の下、事業の経緯や目的、仕組み、検討状況などを地域住民と共有するとともに、様々な立場の方の思いや考えを相互に理解する対話の場として昨年の十一月から街づくり情報交換会を開催しております。

第四回では、地域の皆様の市街地再開発事業に対する考えを共有するため、調整中ではございますが、再開発準備組合、商店街、地域のまちづくり活動団体等の関係者による意見発表や参加者との意見交換を行う予定としております。

㈢開催概要になります。令和八年十月二十七日（火）十八時三十分から、烏山区民センターのホールにて開催いたします。

続いて５、ちとからまちづくりフォーラム将来イメージ作成ワークショップ（第二期）について御説明いたします。

ちとからまちづくりフォーラムの取組では、昨年度、近隣中学校や高校、子ども関連施設の協力を得るとともに、児童館フローターや支援コーディネーターなど、様々な団体と連携し、まちづくりに関するアイデアや課題等を収集いたしました。

今年度は、昨年度収集したアイデアや課題等を踏まえ、多様な世代や団体の参加による意見交換を行い、駅周辺の将来イメージの作成に向けてまちづくりの方向性を整理するワークショップを開催しております。

三ページ、㈢開催概要でございます。ワークショップの第一回目を八月八日（土）、第二回目を九月五日（土）に開催しました。

会場は、烏山区民センター三階の集会室で行い、参加人数は、第一回が四十二人、第二回が三十九人となっており、ちとからまちづくりＬａｂ．に参加している学生にも御参加いただきました。

㈣将来イメージの構成となります。今年度は、緑色の将来イメージにつながるテーマ別イメージの作成に向けて意見交換を進めております。

令和九年度以降は、こちらのオレンジ色の将来イメージの街並みイラストの作成にあわせて、コンセプトブックとして取りまとめ、今後の千歳烏山駅周辺のまちづくりの共通理念として、エリアマネジメントを含む地域の取組の検討に活用していきたいと考えております。

㈢が添付資料、㈣がワークショップの開催状況でございます。

資料右上の八ページから、別紙２を御覧ください。上のほうに記載がありますが、こちらはワークショップの第一回目、商業・にぎわい、そして公共施設、交通環境、コミュニティ、住宅・みどり、防災の六つのグループに分かれ、昨年度までのアイデアや課題等を踏まえ、目指すまちのより具体的なイメージを膨らませ、意見交換を行っております。

これを受けてワークショップの第二回目では、第一回の記録の整理・集約を行っており

ます。別紙３、資料の右上二〇ページを御覧ください。

左側から、昨年度いただいた御意見をテーマ別コンセプト・方針に整理して、中央がそれらの共通する考え、右側にはそれらを踏まえてのまちづくりの三つのコンセプトとそれぞれの方針をたたき台として説明し、意見交換を行いました。

第二回目の意見交換記録については現在、整理中ですが、十月三日（土）に開催される第三回で、今回の意見を反映させた形でコンセプト・方針を整理して、各コンセプトに基づくイメージ案とともにお示しする予定でございます。

四ページにお戻りください。６ちとからまちづくりＬａｂ．についてでございます。

駅周辺の将来イメージの検討に若い世代の視点を継続的に取り入れるため、高校生が地域の魅力や課題を捉え、新たなアイデアを創出し、商店街や地域の方々とともに、その実現に向けて検討する、ちとからまちづくりＬａｂ．の取組を五月から開催しました。

開催概要については㈡に記載のとおりですが、この取組には都立芦花高校が二十二名、佼成学園女子高等学校が三名の合計二十五名の高校生に参加申込みをいただいております。高校生を中心に、フォーラムに御参加いただいている商店街や地域の方々の協力を得ながら検討を進めております。

㈠が添付資料、㈢がＬａｂ．の開催状況でございます。

第一回は、資料右上の二一ページを御覧ください。こちらは別紙４になりますが、第一回では四グループに分かれ、商店街や地域の方をリーダーとしてまち歩きを行って、若い世代の視点から地域の魅力や課題を抽出しました。

左側にまち歩きをして気づいた意見を付箋に貼って、魅力や課題、その他としてまとめております。右側がワークショップで出た意見を整理しているものになります。

続いて別紙５、資料右上二八ページを御覧ください。こちら第二回はガリバーマップでアイデア出しを行っております。二九ページになりますが、学生のアイデアをここからまとめております。この第二回では、まち歩きで得られた気づきを踏まえ、地域の魅力を生かし、課題の解決につなげるためのアイデア出しを行い、地域の皆様から意見をもらい、フィードバックを行いました。

十月に開催を予定している第三回では、高校生が六つのグループに分かれ、第二回のフィードバックを生かし、より深めたアイデアを各グループで一つ発表し、実現に向けた企画案を皆様と策定する予定でございます。

これらの資料は、第一回でのまち歩きの記録、第二回で高校生たちが発表してくれた多

くのアイデアを記録としておつけしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

四ページにお戻りください。下のほうで、最後に７の今後のスケジュールでございます。十月にテーマ別イメージ作成に向けたワークショップの開催、来年二月には第三回ちとからまちづくりフォーラムの開催を予定しております。

千歳烏山駅周辺のまちづくりについての御報告は以上でございます。

㋕も続けて御報告します。続いて、東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定及び高度利用地区の変更並びに地区計画の変更について御報告いたします。

１主旨でございます。千歳烏山駅周辺では、都市計画事業などにより、まちが大きく変わることから、駅周辺のまちづくりを推進するため、令和三年に地区計画等を策定し、実現に向けた取組を進めております。

駅前広場南側地区の取組では、令和七年九月開催の素案説明会や、令和八年一月開催の原案説明会における区民意見並びに公告・縦覧に基づく意見書を踏まえ、第一種市街地再開発事業及び高度利用地区、千歳烏山駅周辺地区地区計画変更（案）等を取りまとめております。令和八年九月には都市計画法第十七条に基づく公告・縦覧に基づく意見書受付を実施したことから、その結果の速報を御報告いたします。

続いて、２区域等については記載のとおりでございます。

次に二ページ、３これまでの経緯については別紙１となりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

４都市計画法第十七条等に基づく縦覧・意見書について（速報）でございます。今回の縦覧・意見書の提出期間は、令和八年九月三日（木）から九月十七日（木）までの二週間行い、第一種市街地再開発事業の決定、高度利用地区の変更、地区計画の変更、地区街づくり計画の変更の四つについて意見書の提出を受け付けております。

意見書の提出数は、第一種市街地再開発事業については約五百五十通、高度利用地区については約二百八十通、地区計画と地区街づくり計画については、ともに約二百通となります。

現在、提出数については、対象案件名の確認なども含めて確認を進めているところですが、確認作業の進捗に伴って最終的に提出数が確定します。現時点の数字は今後増減する可能性がございますので、御承知おきいただければと思います。

続いて提出された意見書については、現在整理中ではございますが、項目ごとに整理し

ておりますので、一部を御紹介します。

㈡街の魅力については、既存商店街の存続や歩行者主体の路地文化の保全と共存する形で推進すべきです。商店街の雰囲気を残しつつ、活気ある街にしてほしい。既存店舗、周辺商店街、駅前広場、高架下の再利用なども含めた地域全体のまちづくりの視点が重要である。

㈢景観・周辺環境については、多くの人が訪れたくなる、烏山の新たなシンボルとして話題となるような魅力的な建築となることを希望します。千歳烏山には百四十メートルのタワーマンションは必要ありません。まちの景観が壊れます。駅前広場や商店街沿いなど、町なかの各所に気軽に休憩できるベンチを配置し、誰もが安心して歩いて回れるウオーカブルなまちづくりを進めていただきたい。

㈣交通環境については、朝のラッシュ、タワマンに居住する方が増えればラッシュはさらに混むでしょう。人流及び自動車交通が過度に集中し、駅周辺や通学路の混雑・危険性が増すおそれがあります。歩行者空間にゆとりができ、安全に安心して歩けるようになることはありがたい。

㈤再開発の公共性については、商店街の雰囲気を残しつつ、活気あるまちにしてほしい。本事業を再開発ビル単体の計画として捉えるのではなく、地域全体のまちづくりの視点が重要であると考えます。住民との対話の結果によっては、規模、高さ、用途構成などについて再検討する余地を残してください。

㈥合意形成・進め方については、駅前にキャロットタワー並みの大きな建物が建つ。多くの住民が知らないまま手続が進んでいる。地域住民の意見を継続的に把握し、その内容をどのように反映したのかを可視化する仕組みを設けてください。早期に用地買収に応じてこられた関係者の思いを尊重し、これまでの協力が確実に事業化へ結びつくよう、今後の手続が円滑かつ着実に進むことを望みます。

㈦安全安心については、超高層は将来のメンテナンスや解体においても問題が大き過ぎる。再開発後の地域を考える際には、防災活動や誰もが居場所を持てる公共的空間などを含めた「生活の場」としてのまちづくりが必要です。現在計画されている広場・壁面緑化・防災施設のほか、屋内施設による地域貢献も地元住民は期待しています。

㈧社会状況・公共施設については、本計画によって大規模な住宅供給が実現すれば、学校・保育園等への影響が発生する可能性があります。公共サービス需要等への影響も含め総合的に比較した上で示す必要があります。地域の活性化につながるものとして賛同い

たします、などの様々な御意見をいただいております。

提出された御意見については、十一月四日（水）に開催されます第百三十二回の都市計画審議会において、意見の要旨と区の見解を添えて御報告いたします。

最後に四ページ、７今後のスケジュールでございます。令和八年十月二十七日に第四回の街づくり情報交換会の開催、十一月に都市計画審議会における諮問、その後、都市計画及び地区街づくり計画変更の決定・告示を行う予定でございます。

御報告は以上でございます。

○畠山晋一委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○たかじょう訓子委員　ありがとうございます。まず、まちづくりの御報告をいただいたほうですが、高校生を対象にして、まちづくりについていろいろと検討されたということで、このこと自体は非常によいことだと思います。

今、高校生たちがどんなことを考えて、将来のまちづくりをイメージするかができるし、将来的にまちづくりに関わる方たちが、積極的に関われるような人が増えるという取組にもつながったと思っています。

そこは評価しておりますが、実際にリアルなまちづくり、住民が今どういう態度で、どういう問題で審議されているのだろうかということなども、これはきらきらした、こういうイメージの、こういうまちをつくりましょうというものもよいと思いますが、実際に足場、地権者の苦しみや、それから周辺住民がどのようなことで問題意識を持って反対しておられるのかなども、実は非常に重要だと思うのですが、この辺については、この高校生、Ｌａｂ．に参加した皆さんは御存じなのでしょうか。

○鈴木鳥山駅周辺整備担当課長　Ｌａｂ．に参加している方の中には、ちとからまちづくりフォーラムのワークショップにも参加している方もいますし、そういう中で、まちの状況というところで、南側地区の状況についてもお知らせはしているところではありますが、個別具体な反対者の細かいところまではお話ししていないですが、駅周辺全体の取組についてはお話しして、まちの課題や、どういうまちの将来イメージを描いていきたいのかをお聞きしているところでございます。

○たかじょう訓子委員　せっかくそういうまちづくりを学ぶよい機会ですから、実際に住民の方がどのように動き、反対運動の方もいるし、あるいは、地権者がどういう立場で、どんな困難を抱えているかも含めて、それは題材にすべきではないかと。だからこそ、よりよい参加と協働の道につながるものと私は考えますので、そこはぜひ、何というので

しょうね、将来的に、区が社会教育的な立場で、まちづくりを考える人たちを増やしていくということを考えているのであれば、そこは外さないでやっていただきたいということを言いたいと思います。

○鈴木烏山駅周辺整備担当課長　そうですね、このちとからまちづくりＬａｂ．においては、これまで若い世代の意見があまり聞けていない部分もありましたので、そういうところで地域の高校生にお声かけをして、まちの将来イメージ、まちづくりに、まずは興味を持っていただいて、その中で少しずつこのまちづくりに参加していただくというところを基本としてつくり上げていこうという趣旨で取り組んでいるところでございますので、そういう御意見も踏まえて、今後どういう形でまちづくりに学生が参加できる基本的な形づくりができるのかというところも踏まえて検討していきたいと思います。

○関口江利子委員　ありがとうございます。最初にまちづくりのほうですが、これは以前も話をしたかと思うのですが、たかじょう副委員長がおっしゃるとおり、こういうすごく夢を描いて、きらきらしたものをつくっていくことも大事ですが、前提として、例えば少子高齢化が進んでいくとか、障害のある方とか、社会情勢のようなものなども、やはり前知識として入れた上で、こういう課題、どんなまちづくりをしていくかと。

だから、これを見ると、やはり住んでいる人というよりは、ここに訪れる人の視点になっているような気がして、そういう前知識のようなものを入れた方がよいのではないですかということを以前にお伺いしたような気がするのですが、その点はいかがでしょうか。

○鈴木烏山駅周辺整備担当課長　前知識については、駅周辺の取組と、この千歳烏山のまちづくりの経緯については、各学校に説明に伺いまして、今こういう形でまちづくりに取り組んでいるというところは御説明をしています。

社会的な、少子高齢化などについては、学校のほうでも、している部分もございますので、そういうところも踏まえまして、総合的に高校生、学生に判断、確認をしていただいて、まちの将来イメージ、千歳烏山が、学生たちが集まれるようなスペースとか、そういう部分をつくっていくにはどうしたらよいのかというところも含めて、意見をいただいている形になっておりますので、最低限の知識については御説明をしているような状況でございます。

○中塚さちよ委員　今の話もありましたが、これを見ると、でも、例えば一四ページ、高校生のワークショップですね、これは非常に興味深い取組だと思うのですが、この一四

ページのコミュニティーグループのところで、高校生の方々も、高齢者やひとり暮らしの方についての視点もしっかりお持ちで、いろいろな意見も言っていらっしゃいます。

もっと面白いことは、この一六ページの住宅・みどりのグループのところで、どんつばで、再開発のタワーマンションのことをかなり書かれていますが、地元の、まさにこのまちづくりに今関わってくれていて、今後も住み続けたら、きっと地域のまちづくりの担い手になっていかれるような高校生の方々が、タワーマンションについて、とても否定的な意見と言うのですかね、懸念を多く挙げていらっしゃいますよね。

とても興味深いなと思ったことは、この高校生の方々が「人口減少する将来、タワーマンションの空室増加を懸念する」と、非常にしっかりした意見をお持ちでいらっしゃる。

この前もニュースで出ていましたが、今の独身の人たち、三十代とか四十代の方が、もう結婚しませんと言っている人が今二割を超えているのですよね。もう年々増えていますが、もう二割を超えてしまっている。

そうした中で、ファミリー向けのタワーマンションの空室増加を懸念するというのは、本当に今の高校生がこのように言っているというところに対して、区としてはどのようにこういう意見に応えていくのか、ちょっとお考えを伺いたいのですが。

○鈴木鳥山駅周辺整備担当課長　すみません、説明が分かりにくかったところがあると思いますが、今、別紙２と別紙３、八ページから二〇ページまでが、地域の方が主に御参加されている、ちとからまちづくりフォーラムのワークショップになっております。

そして二一ページ、別紙４、５が、ちとからまちづくりＬａｂ．という形で、高校生が中心になって取り組んでいる内容となっております。

いただいた意見については、地域の方が多く御参加されていますので、そういう今いただいたような御意見もいただいていますので、高校生も参加していますが、そういう中で共通する考えということで、二〇ページのテーマ別に意見をいただいて、まちの将来イメージというところを、共通理念、共通する考えも踏まえて、今後、まちづくりのコンセプトや方針などを策定していきたいということで、今取組を進めているところでございます。

○中塚さちよ委員　私がさっき述べたところは、高校生だけではなくて、地域の皆さんの御意見だというところで、ちょっと分かりましたが、人口減少とか、そうした、家族をつくらないと言うのですか、生涯未婚で生きますという人たちが増えているということに対して、このファミリー向けタワマンの空室問題についてはどうお考えですかね。

○鈴木烏山駅周辺整備担当課長　そうですね、このワークショップ自体は、まち全体のワークショップを取り組んでいるような内容となっておりますので、今そうした少子高齢化とか、そういう御意見もいただいている中で、では、この千歳烏山が、まちづくりとしてどういう方向性を向いて取り組んでいきたいのかというところを、まず区として整理をして、まちの将来イメージ、コンセプトとか方針などは作成をしたいと思っています。

そうした中で、今言われたように、人口減少とか、そういう人口についても、今後、注視しながら、まちづくりをどういう形で進めていくかも踏まえて整理をしていきたいと思っております。

○たかじょう訓子委員　ありがとうございます。そうですね、先日行われた十七条に基づく縦覧・意見書についてですが、これは一部、提出されたものの概要は示されました。

これが、ちゃんとしたものが諮問、都市計画審議会に提出されるということですが、住民の方にはどういう形で、全ての意見などが見られる形になるのでしょうか。その辺のスケジュール感と、やるのか、やらないのかのあたりを教えてください。

○鈴木烏山駅周辺整備担当課長　今、この意見書については整理をしていまして、今後、区の見解も踏まえて都市計画審議会で御報告をします。その中で整理したものが、今後ホームページで公開されるような形になるという形でございます。

○たかじょう訓子委員　では、全ての意見などが都市計画審議会で初めて出るという形で、それ以降でないと出ないという形でよいのですか。

○鈴木烏山駅周辺整備担当課長　はい、おっしゃるとおりですね。十七条の意見書をいただいておりますので、それについては内容を整理してみまして、要旨を報告するという形になっておりますので、前回の十六条と同じような形で、区の意見を、回答を載せた形で御報告をする予定でございます。

○関口江利子委員　ありがとうございます。たかじょう副委員長の続きですが、今回これだけ、千二百通強の意見書が上がってきて、十六条に基づく意見書のときもお話ししたのですが、これを整理して、区の見解を添えて報告していくということですが、これは公開したほうがよいのではないですか、そのまま伝えたほうがよいのではないですかというお話をしたときに、やはり個人情報の話や、委員の方の煩雑、時間的なことというお答えだったかと思うのですが、今回これだけ数が上がってきて、もちろん区の整理した、そして見解を添えたものを都市計画審議会に提出いただくこともよいと思うのですが、区民の生の声をそのまま伝えるということも非常に大事なのではないかと、そして、それは都市

計画審議会もそうですし、準備組合の方にもお伝えするということはとても大事なことだと思うのですが、どう思われますか。

○一坪都市計画課長　以前にも、十六条のときに関口委員から同じような御意見をいただきまして、都市計画審議会の会長とも相談しました。大量なものを都計審の委員の方々にお配りしても、なかなか要点がつかめないというところもありますので、その要旨と区の考え方を整理した上で、審議の議に諮るという形で進めましょうということは、協議した結果、同じ形で進めさせていただければと思っております。

○中塚さちよ委員　今のことに関連してですが、本当にすごく大量の、これまでにない、桁を一個間違ったのかと思うぐらいのたくさんの意見が出たと思うのですね。おっしゃるとおり、これを整理するのも大変ですし、それを一つ一つ分解して、それに回答を書いているということもすごい作業だとは思うのですが、かえってそれが分かりにくいというのですか、全部、変に隠さず、全部見せることもとても大事ですが、この見せ方として、これを逆に、①、②、③、④、何百通というものを、では、例えばざっくり言えば賛成がどうなの、反対が何件なのかと。

あるいはこれは重複して出している人とかもいるのですよね、一人の意見が幾つかのところにまたがったり、それが分解されてばあっと出てしまうことは、かえって全体像が見にくくなってしまうような印象です。大体寄せられた意見の何か大枠というか、それをもっと分かりやすく見せるという見せ方を考えたときに、この数字と文字だけが果たしてよいのかと。

例えばグラフや、今いろいろな、ありますよね、ちょっと名前を度忘れしてしまいましたが、たくさんの情報を視覚的に見せていくようないろいろな手法があったと思うのですが、これは行政的には、こうして数字と文字でしか書いてはいけないものなのですかね。

○一坪都市計画課長　今、中塚委員から賛成、数や件数のようなものを数字で見える化したらどうだということかと思いますが、そもそも前提として、この都市計画法、この十七条に基づく意見書自体は、賛成、反対とか、その件数に基づいて議論するものではございません。いただいた意見が、どういう懸念があるのか、どういう意見が背景にあるのか、そういうものを整理した上で、都市計画を決める上での基本的な枠組みを決めますので、そこに関する意見かどうか。

極端な話を言えば、工事のときのお話や、再開発ビルが建てられた後のことや、いろいろな御意見をいただいております。ただ、それは都市計画の枠組みを決める段階で議論す

る内容ではない場合もございますので、そういう整理をした上で審議会に上げていこうという形で、区の方針は固めているところでございます。

○中塚さちよ委員　なので、その賛成、反対というのは例えばの話ですが、例えばこの項目、今こうやって挙げていただいていますが、では、工事についてが何件と、要は普通のアンケートの形式ではないですが、棒グラフとか、何か分かりやすい、そういう方法で見せることは考えていないのかという意味です。

○一坪都市計画課長　意見の中には、かなり多岐にわたっていて、お一人からいろいろな十項目や二十項目のように書いている場合もあるので、なかなか件数を整理するということは、作業的にはかなり難しいかなと、工事に関する人が何名で何件ということはなかなか難しいかなということが正直なところでございます。

その件数で、誰が何人というよりは、その中身の意見が、どのような意見が出ているかというところに、ちょっと注力して整理できればと思います。

○岡川大記委員　たかじょう副委員長が先ほど、高さの話も、都計審の話もされたと思うのですが、やはり私たちの区民ですね、準備組合の前段階、準備組合の方がされている話と、区民に来たときの話で、やはり区民に来たときには、既に七〇〇％、百四十メートルということが、何か決まっているかのような感じで来て、それが結局は都計審に諮られないと、その先、いろいろなことは考えられませんと言うと、結局何も選択肢がないまま、区民の方々は、決めるわけではないですが、いろいろな検討をしなければいけないと。

そして、やはりその八十メートル、百メートル、百二十メートル、百四十メートル、いろいろな計画があってしかりですが、それは結局、準備組合の中だけで終わってしまうことはどうなのかなというところはあるのですが、そのあたり一切無理なのかと。

今までのいろいろな再開発事業が、世田谷だけではなく、いろいろなところがあったと思うのですが、そういういろいろな検討で、ほかのところを、例えば下北沢だけではなく、世田谷内だけではなく、ほかのところを検討して、例えば三鷹市とかも、ついこの間、いろいろな変更をされたようなことも出ていましたが、そういう検討ができないのかどうかをちょっと伺っていいですか。

○鈴木烏山駅周辺整備担当課長　今言われたとおり、情報の公開の仕方で、幾つかやり方があるというところはあるのですが、今これは、これまでの再開発事業という仕組み上、まずは準備組合のほうが検討をして、地域の方にお知らせをしていくという形になっているところではございます。そうした中で、我々も準備組合と協力をしながら、情報交換会

等をしているところではございます。

そうした中で、五月に開催した情報交換会においては、準備組合より、基本設計に当たって、地域住民の需要を把握するために意見を伺える場を区に求めていくという御発言がありましたので、区としても、今後、都市計画決定がなされた場合には、基本設計へ向けたアイデアや御意見などをお聞きするワークショップなどの機会を設けて、地域の皆様の御意見も反映するなど、地域一体となるまちづくりの取組を推進してまいりたいと考えております。

○岡川大記委員　例えば都計審で決まった以降に、低い階層のものが並ぶということはないということですか。それとも、その可能性もあるということですか。

○鈴木鳥山駅周辺整備担当課長　今回、都市計画の枠組みを定めるという形になっておりますので、今後、検討の中で高さなどについても併せて検討をして基本設計を進めていくという形になっております。

○一坪都市計画課長　少し補足をしますと、先ほどから百四十メートルという高さの具体的な数字が出ていますが、基本的な枠組みの中では、高さの最高限度を定めておりますので、最高百四十メートルまでしか建てられませんという形になります。

今後の詳細な設計の中で、その高さは微妙に変わってきたりしますので、あくまで大きな、よく都市計画の中では、鳥籠と言いまして、鳥籠を枠組みでつくって、その中に具体的なものが設計されていくというプロセスに入っていくという流れになっております。

○たかじょう訓子委員　都計審までの間、十月に第四回の街づくり情報交換会がございます。この日程は、ここに日にちはまだ出ていませんが、その取組内容としても、前回、私も傍聴という形で参加したのですが、冒頭、住民の方々から、当初これが始まったときに、どういうところが千歳烏山駅周辺のまちの魅力なのかというところから始まりました。

それは、ずっとこの問題に関わって、興味を持って参加してきた住民にとっては、またこれをやるのですかということになって、かなりのお声が上がりました。

ですから、今、本当に都計審の前ということで、実際に周辺住民の方々が関心がある物事について、しっかり情報交換会で取り上げていただきたいと思っております。内容について、今何か決まっていることがあったら教えてください。

○畠山晋一委員長　御要望に近いような気がしますけれども。

○鈴木鳥山駅周辺整備担当課長　情報交換会については、先ほども御説明さしあげた内容

が、現時点では決まっている内容となっておりまして、内容について再開発準備組合と、商店街、地域のまちづくり団体等の関係者による意見発表とか、そういうものも含めて、今ホールで開催をしたいと思っておりますので、いただいた内容も含めて、どういう形で進めていくのかをちょっと検討していきたいと考えております。

○たかじょう訓子委員　もちろん、この街づくり情報交換会での御意見なども、しっかり都計審の報告などにしていただきたい内容、どんな議論がされていますということなども御報告いただければありがたいと思っています。これは要望です。

○岡川大記委員　全体の再開発に関して、タワーマンションとほかのところと考えると、タワーマンションに関しては、やはり民間の、赤字になってはいけないということもあって、高さが民間目線で決まっていくようなイメージがあって、あと、商店街などに関しては、やはり区民の皆様の声を入れるという感じで、もちろん民間の声もあるのですが、区民の皆様の声がどんどん入っていくと。

タワーマンションに関しては、何か区民の声が入りにくいような感じがすごくするのですが、そのあたりはどうなのでしょうか、何というのですかね、区民目線なのか、民間目線なのかで言うと、やはり民間が手を引いてしまうと、うまくいかないから、まずはやはり赤字にならないようなということがメインになるのでしょうか。

○鈴木烏山駅周辺整備担当課長　市街地再開事業というところですので、民間の方が赤字にならないようにという話よりかは、まちづくりとして、どういう形で課題解決ができるのかというところから、この再開発事業を、地権者の方を中心に検討がスタートしているというところになります。

そうした中で、その法律の枠組みの中で、高度利用地区を活用して、地域の方に広場とか歩行者空間を設けることによって、容積率の割増しを行い、その中で計画を進めていくという、これは再開事業の仕組みになっておりますので、そうした中で、当然、事業の成立性とかもございますので、そういうところも含めて、現在、準備組合のほうで検討しているところではございます。

そうした中で、では、地域のために何ができるかというところはございますので、準備組合のほうからも、先ほどもお話ししましたが、広場とか、敷地内の広場や歩行者空間をどういう形、仕様にしていきたいのかという地域の意見も取り入れながら、できること、できないことがあると思いますが、そういう中で、よりよい地域の地域貢献、地域に寄与するような取組となるように検討を進めているという状況でございます。

―――――――――――――――――――

○畠山晋一委員長　次に、㈤上用賀公園拡張事業における優先交渉権者及び次点候補者の決定について、理事者の説明を願います。

○津田公園整備利活用推進課長　では、私からは、上用賀公園拡張事業における優先交渉権者及び次点候補者の決定について御報告させていただきます。

本件は、区民生活常任委員会、災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会との併せ報告となります。

まず、１の主旨です。上用賀公園拡張事業において、令和七年十月から公募型プロポーザル事業者の選定及び募集を開始し、上用賀公園拡張事業事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、応募事業者二者から優先交渉権者及び次点候補者を決定しましたので御報告するものでございます。

２の事業概要は記載のとおりでございます。

続いて、３の優先交渉権者及び次点候補者を御覧ください。㈠優先交渉権者のグループ、名称は東急コミュニティーグループ、代表企業名は株式会社東急コミュニティーとなります。

右肩二ページに移ります。㈡の次点候補者のグループ名称はスターツグループ、代表企業名はスターツコーポレーション株式会社となります。

各グループの構成企業については、右肩六ページの別紙１に取りまとめておりますので、後ほど御確認ください。

では、右肩二ページにお戻りいただいて、４の選定方法等についてです。㈠の選定方法になりますが、事業計画、設計、建設、工事監理、維持管理、運営のほか、自主事業、附帯事業、価格に関する提案を総合的に評価するため、学識経験者等で構成する選定委員会を設置し、選定委員会により、応募事業者から提出された提案書の審査及び評価を行いました。

㈡選定委員会の構成は、記載のとおりでございます。

㈢選定委員会の開催状況ですが、委員会を二回開催し、各委員があらかじめ仮評価を実施した上で、事業者プレゼンテーション、ヒアリングまで一連の審査により最終評価を行いました。

具体的な開催内容は、右肩三ページに記載がございます。第一回は令和八年七月二十三日に開催し、提案書の内容に関する意見交換及び第二回選定委員会の進め方について議論

いたしました。

第二回は令和八年九月一日に開催し、応募事業者のプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、その内容を踏まえ、最終評価と最優秀提案者、次点者の選定を行いました。

５選定結果ですが、これまで御説明のとおり、最優秀提案者、次点者が選定され、区は最優秀提案者を優先交渉権者、次点者を次点候補者として決定いたしました。

提案書の審査結果詳細は、右肩七ページから八ページの提案審査結果に記載しております。

また、優先交渉権者の提案概要については、事業コンセプトや施設の特徴を、右肩九ページから一一ページの別紙３に取りまとめておりますので、後ほど御覧ください。

では、三ページに戻りまして、６選定理由についてお話しいたします。優先交渉権者の提案内容が、地域住民への独自アンケートにより把握したニーズを踏まえ、きめ細やかに施設の魅力向上に資する工夫を検討し、施設計画や運営方針等の要所について具体的な提案がなされている点や、人流データや先端技術の活用とともに数値化による客観的な管理手法が示されており、高水準で実効性の高い管理運営が期待できる点でございます。

また、施設計画においては、高低差のある地形を生かし、既開園区域及び周辺環境との一体感を意識しながら、公園利用者の目線や動線の緻密な計算に基づく設計がなされている点、施設運営においては、多様なプログラムの展開や有資格者の配置により、平日の施設利用促進や利用者の健康増進を図るなど、施設の活性化に向けた具体的な提案がなされている点などから、本施設のＤＢＯ事業を担う事業者としてふさわしいとして優先交渉権者に決定いたしました。

審査講評の詳細については、右肩一二ページ以降の上用賀公園拡張事業審査講評にまとめておりますので、後ほど御覧ください。

続いて、四ページに移ります。こちらは優先交渉権者となった東急コミュニティーグループの提案全体計画図になります。

最後に右肩五ページ、７今後のスケジュールについてです。本常任委員会後、優先交渉権者及び次点候補者の公表を行います。また、十一月の都市整備常任委員会にて指定管理者の指定についての報告、その後、指定管理に係る仮協定の締結を行う予定です。十二月の第四回定例会にて指定管理者の指定の提案、その後、基本契約締結を行う予定です。

令和九年一月からは、基本設計・実施設計に着手し、令和九年度に工事請負契約締結議案の提案、令和十年四月からは公園工事、令和十一年一月より指定管理の開始、四月から

多目的広場や東側エントランスの先行供用を開始します。また、同じタイミングにて、体育館の工事に着手し、令和十二年四月にはエントランス広場の先行供用を開始し、令和十四年三月には全体供用開始の予定となります。

御説明は以上です。

○畠山晋一委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○佐藤ひろと委員　一点確認したいのですが、これはＤＢＯ方式をそのまま採用するということは維持されていますね。最大のメリットであるコストの縮減率は直近何％なのか、もしくは、これは契約が決まったので、どこかの段階で、また再精査して、以前、あまり効果が見られそうもなければ、何か方式を切り替えるみたいなお話も聞いたと思うのですが、その点はいかがですか。

○津田公園整備利活用推進課長　今お話しのＶＦＭの効果については、要求水準調査で提案した部分以上の効果が発現されておりますので、予定どおりＤＢＯ事業で行っていくこととなっております。

今回、要求水準書で定める金額よりも若干低い数値で提案をいただいております。右肩二一ページの下段、㋑価格評価の結果という記載があるのですが、今回の提案限度額は三百七億円となっておりまして、Ｎグループについては三百億五千万円となっております。こちらは一定程度の縮減率は図れているということで、もともとのＤＢＯ事業の方式で進めていくということで考えてございます。

○佐藤ひろと委員　パーセントは出ますか。

○津田公園整備利活用推進課長　今ちょっと手元にパーセントを割り戻してはございませんので、後ほど御報告します。

○関口江利子委員　ありがとうございました。まずは優先交渉権者が決まってよかったなと、ほっとしているところです。

それで、ちょっとお伺いしたいのですが、この二者について、審査講評のほうも見たのですが、附帯意見などを見ると、ほぼ同じことが書いてあって、この総評のほうを比べたときに違いがよく分からなくて、どちらも点数なのですが、総評見たときに、どうしてこれだけ点数の差が出てきたのだろうというところを、もう少し説明していただくことはできますか。

○津田公園整備利活用推進課長　お話の内容について補足します。右肩二一ページ、性能評価の結果に得点の配置が記載されております。関口委員のお話のとおり、講評の内容に

ついては、計画のゾーニング等、同じような内容がありますので、要求水準を満たす部分で似たような講評の内容になっている部分はあるかもしれません。今回の得点については、Ｎグループについ てＲグループよりも質が高い点について評価をされております。

具体的にお話ししますと、先ほど少し御説明さしあげましたが、例えば人流データや先端技術の活用で数値化を行うと、客観的な管理手法が示されております。

例えばトイレの臭気や便器の光沢度というような品質を確保するというような点や、人流データをカメラ等で把握して、そういう展開、いわゆる日々の運営の部分について、改良しながら進めていくという点も評価されております。

また、Ｎグループの計画の配置等については、緑を多く生かしていくという点や、周辺環境との調和、例えば体育館の北側に近隣の見合い等を配慮した緩衝緑地を設けるなどという点が高く評価されているという形になっております。

○関口江利子委員　ありがとうございます。少し細かいことをお伺いしたいのですが、決定したほうの地域住民への独自アンケートの範囲は把握されていますか。

○津田公園整備利活用推進課長　範囲については把握しておりません。オープンパーク等で利用者にヒアリングをしたとか、そういう情報は聞いております。

○関口江利子委員　ありがとうございます。この計画を見たときに、もちろんすてきなプランで、すごくわくわくする、楽しみになる内容になっているのですが、実際に近隣住民ではなくて、周辺、本当にこの近くに住んでいる人の声がどこまで届いているのかというところが少し心配になっています。

例えば、既存公園との一体感のようなところも、配置を見ると、お隣のマンションの出入口が公園の出入口になっていたり、あとは、この新しい公園ができるに当たって、周辺住民が一番懸念していることが、既存の公園と運営方式が全く違うということだと思います。もちろん御存じだと思いますが、今ある既存の公園は、夜間は施錠して、人が入れないように防犯をしっかりしていますが、新しいところは二十四時間開放になるというところは、近隣住民が非常に心配しているところだと思います。

私自身は、公園を二十四時間開放にするということについて反対するという立場ではないですが、やはりこの周辺住民の不安感についての記載が、今回の講評の中にはまるっきりないように見受けられるので、そのあたりの視点を教えてください。

○津田公園整備利活用推進課長　委員お話しの内容については、今回、要求水準書でも、設計の前の協議、設計中の協議、設計後の協議ということで、住民、地域と意見交換の場

を設けるというようにしております。提案者からは三回以上の場を設けていくというお話を聞いております。

今、委員お話しのとおり、近隣の皆様から御不安の点は多々あると思います。今後、今提案いただいた内容について、地域の方々と意見交換をしながら、場所によっては随時調整していく、協議していくということは発生すると思いますので、区としてはその辺を一緒に協議しながら進めていきたいと思っております。

また、公園の既存の区域と拡張区域の違いについては、これまでの開設の経緯が違いますので、そのような形の運営になっておりますが、今後、上用賀公園全体の運営についても注意しながら考えていきたいと考えております。

○関口江利子委員　ありがとうございます。今後もしっかり区が関わっていただけるということのようですので、それはぜひお願いしたいと思います。

すみません、最後に一つだけ。この「公園からせたがやを楽しくする会」というのは、今のお話を聞くと、やはり早い段階から動き始めて、楽しくするだけではなく、どう共存していくかも一緒につくっていく必要があると思うのですが、この具体性のようなところはどのようになっていくのでしょうか。

○津田公園整備利活用推進課長　今、委員お話しの内容については、今後まさに詰めていくという形になってくると思います。今お話しのとおり、形についても今後協議していきますし、運営の方法についても今後協議していくという形になってくると思います。公園の中で開催するイベントや運営方法、あと安全管理、そのあたりもまだまだクリアになっていない部分もありますので、提案の内容を深めて、検討を深めてまいりまして、地域の皆様と情報共有をしながら、また解決しながら進めていきたいと思っております。

○関口江利子委員　ありがとうございます。二段階で開設していく事業でもありますので、様々、その都度都度いろいろな意見を吸い上げるタイミングもあると思います。地域住民は決して反対しているわけではなくて、期待している、楽しみにしているところもありますので、私も大いに期待しながら、今後の展開を見ていきたいと思います。

○下山芳男委員　一つ確認したいのですが、これから東急のグループが設計や、全体のいろいろな運営についても全部やっていくと思うのですが、例えば区内にはいろいろな競技団体、スポーツの競技団体を含めて、そういう団体が、その設計等について要望を出す機会とか、また、本当に細かい点で、その運営について、これまでのスポーツ団体などのいわゆる大会運営などについても含めて、そういうお話をする機会はあるのですかね。

○津田公園整備利活用推進課長　ありがとうございます。今後の設計並びに運営に当たっては、今、大蔵運動公園で区民大会としていろいろ運営しているものはありますが、その機能の一部が上用賀公園へ来るということになりますので、そういうノウハウ等を生かしてやっていかなければいけないところはありますので、そのあたりはきちんと情報共有をしながら進めていきたいと思っておりますので、ちょっと今の時点で具体的に、いつやるかは決まっておりませんが、今後必要に応じて情報共有をしながら、よりよい運営ができるようにしていきたいとは思っております。

○下山芳男委員　いつということはまだ分からないということは、競技団体とかとの機会はあるということですね。

○津田公園整備利活用推進課長　本件については、スポーツ所管とちょっと協議して進めていきたいと思います。

――――――――――――――――――――

○畠山晋一委員長　次に、㉑玉川野毛町公園拡張事業における「便益・サービスの拠点となる施設」の公募設置等計画の認定について、理事者の説明を願います。

○津田公園整備利活用推進課長　玉川野毛町公園拡張事業における「便益・サービスの拠点となる施設」の公募設置等計画の認定について御報告いたします。

初めに、１の要旨です。玉川野毛町公園拡張事業は、令和五年二月に基本設計を策定し、公園利用者の利便性向上や地域課題の解決に向け、既開園区域に設置予定の便益・サービスの拠点となる施設について、公募設置管理制度（Ｐａｒｋ―ＰＦＩ）を活用した公募を令和六年二月から開始し、選考を進めておりましたが、選考途中で応募事業者より辞退の申出があったため、公募手続を中止し、令和七年十月に改めて再公募を実施しております。

このたび、再公募における事業者の選考及び協議を行った結果、代表企業、株式会社コトブキが提出した公募設置等計画を認定し、認定計画提出者として決定したため報告するものでございます。

２の経緯です。要旨でも御案内したとおり、令和六年十月に選考途中での辞退申出を受けて、令和七年十月に再公募を実施しております。令和八年二月から審査・区民意見聴取・選考を行い、六月から公募設置等計画についての協議を進め、九月に公募設置等計画及び設置者の認定を行いました。

次に、３の公募設置等計画の概要及び工事内容についてです。

㈡認定計画提出者は、代表企業、株式会社コトブキとなります。

㈢認定をする公募設置等計画概要については、公募対象公園施設として、カフェ店舗、軽食物販、オープンプレイエリア（遊具や休憩施設）等としております。

特定公園施設として公園管理事務所、公園利用者向けトイレ等を設置する予定です。

なお、カフェ店舗、軽食物販の運営については、防災や地産地消、買物不便などの地域課題の解決を含めた提案を要件としており、災害発生時の支援や食品の提供、かまどベンチなどの防災ファニチャーの活用などの御提案をいただいております。

また、オープンプレイエリアについては、ベンチや遊具の設置を予定しておりますが、適時変更することで、変化あるオープンスペースとして繰り返し訪れたくなる空間を演出していく予定です。今後、便益運営事業者と協議を行い、詳細を詰めてまいります。

㈣公募設置等計画を認定した日は令和八年九月四日となります。

㈤認定の有効期間は供用開始から二十年となります。

㈥公募対象公園施設の場所は、玉川野毛町公園内指定場所、下記の図のとおりとなります。

最後に、４今後のスケジュールです。令和八年九月から認定計画提出者が設計に着手し、令和九年十月頃、認定契約者による工事を開始し、令和十年十二月頃の運営開始を目指し、事業を進めてまいります。

説明は以上となります。

○畠山晋一委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

――――――――――――――――――――

○畠山晋一委員長　次に、㈠金銭の紛失事故について、理事者の説明を願います。

○清水副区長　本件は、釣銭の紛失という公金管理上あってはならない事故が発生したことに加えまして、今回、監査結果において、本件紛失が不適切な公金の取扱いに起因するという指摘を受けました。

このことについて、区として深く受け止めております。実務の責任を担う副区長といたしまして、区民の皆様、区議会の皆様におわびを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

監査結果の詳細と今後の対応について、道路管理課長から御説明をさせていただきます。

○松本道路管理課長　それでは、道路管理課で発生した金銭の紛失事故について御説明させていただきます。

初めに、１主旨です。令和七年十二月に発生しました金銭の紛失事故について、経過及びその後の再発防止の対応状況について御報告するものでございます。

２事故概要については、記載のとおりでございます。

３紛失判明後の経過についてです。令和八年二月四日の本委員会で事故の発生について御報告した以降の経過について御説明いたします。

三月二十六日には、総務部から世田谷区監査委員へ、職員の賠償責任に係る監査等を依頼し、八月十四日に、監査委員より監査結果報告書を受領いたしました。

二ページにお進みいただいて、九月一日の企画総務常任委員会に監査結果を報告し、九月四日には、監査結果報告書に基づき講じた措置について世田谷区監査委員に通知したところでございます。

４職員の賠償責任及び長の要求監査による結果についてです。

㈠監査による賠償内容については、記載のとおりです。

㈡監査結果における「つり銭管理業務に係る改善勧告」について御説明いたします。

①手提げ金庫の安全な管理についてですが、業務時間中、釣銭の入った手提げ金庫を、レジスターを乗せてある扉のない棚に置いていたが、ダイヤル錠及びシリンダー錠はいずれも養生テープで塞がれ、施錠できない状態で保管していたものであり、手提げ金庫及び釣銭の適切かつ安全な保管管理に関する内容となっております。

②釣銭の確認についてですが、本件事故が発覚するまでの長期間にわたり、手提げ金庫内の現金を確認しておらず、また、令和七年度当初に釣銭の貸与継続を申請した際にも、貸与額と実際の現金残高の照合を行っていなかったものであり、日々の現金照合の手順明確化や、職員が当該照合を業務の一環として確実に漏れなく実施する仕組みの整備に関する内容となっております。

③指定金融機関における両替の適切な実施についてですが、釣銭の小銭が不足した場合の指定金融機関窓口での両替において、両替の要否判断が窓口の職員に委ねられていたことや、両替後の現金を手提げ金庫に戻す作業を行う職員が明確になっていなかったなど、両替を実施する統一的な基準の設定や両替時の具体的な手順の整備、複数の職員による相互確認等の徹底に関する内容となっております。

④現金取扱いに関する管理・運用ルールについてですが、現金を取り扱う業務につい

て、統一的な管理・運用ルールが明文化されておらず、釣銭の運用、両替作業の取扱い等が、日常業務を行う中で周囲の者から事実上伝わっていたものであり、これらについて課内統一的な取扱い方法等を定め、マニュアルとして明文化すべき内容となっております。

三ページにお進みいただいて、さらに、マニュアルの内容を全職員に正確かつ確実に理解させるとともに、これに基づく運用を徹底する体制の構築、新庁舎へ移転後のレイアウト、動線の検討等についても求められております。

㈹監査結果における「意見」について御説明いたします。

①部長・課長の職責についてですが、全ての部課長が各組織のトップとして自らの職責を改めて認識するとともに、所属職員を適切に管理監督し、確実な現金管理を徹底するよう取り組まれたいとの意見でございます。

②金銭出納員の教育についてですが、新たに金銭出納員に任命される職員が、その職務内容、責任の範囲、金銭出納や現金管理の具体的な実施手順等について十分に認識し、その職務の重要性を理解できるよう、研修の実施や体系的なマニュアルの整備など、金銭出納員の教育の強化を図られたいとの意見でございます。

③会計事務指導の実効性の確保についてですが、会計事務指導に当たっては、その指摘事項を可能な限り文書化するとともに、指摘事項ごとに是正期限及び是正結果の報告を求めるなど、実効性が担保される仕組みを検討されたいとの意見でございます。

④会計事務指導における課長の役割の明確化についてですが、会計事務規則等において組織運営の実態に即した課長の役割や責任、金銭出納員等との管理監督関係を明確にすることを検討されたいとの意見でございます。

最後⑤コンプライアンスの推進についてですが、世田谷区コンプライアンス基本方針に基づくリスクマネジメントの取組について、管理職、職員一人一人がその意義や重要性を理解し、リスクの発生を未然に防止する実効性のある仕組みとなるよう取り組まれたいとの意見でございます。

５つり銭管理業務に係る改善勧告に対する措置についてでございます。本件事故発生後、二月の本委員会で御説明した改善策も含め、講じた再発防止措置について御説明いたします。

㈢手提げ金庫の安全な管理についてです。手提げ金庫のシリンダー錠については、常時必ず施錠するとともに、手提げ金庫を課の大型金庫より持ち出すのは、朝のレジ開け作業時、正午の釣銭点検時、夕方のレジ締め作業時のみとし、それ以外の時間は大型金庫で

保管する運用に変更いたしました。

㉜つり銭の確認についてです。釣銭用現金は、窓口当番職員により、正午及び業務終了前の毎日二回、残高を確認し、点検確認者がダブルチェックしたことを毎日記録しております。

五ページにお進みください。また、会計課からの釣銭貸与金額を精査し、十万円から八万円に減額するとともに、八万円全額を毎朝レジスターに投入し、業務時間中のレジスター内現金と手提げ金庫内釣銭との両替を廃止することで、両替による釣銭紛失のリスクを削減いたしました。

次に、手数料等を預かる際と釣銭を渡す際は、色の異なる別のトレイを用いるとともに、一万円札など高額紙幣を預かる際は、釣銭の紙幣を他の職員及び申請者と確認の上、手渡すことを徹底しております。

㉝指定金融機関における両替の適切な実施についてです。指定金融機関で両替を行う際には、正午の釣銭残高確認時に両替金をレジから取り出し、両替金の準備が完了した段階で点検確認者の点検を受けて記録し、手提げ金庫に保管するとともに、両替に出向く際に手提げ金庫から現金を取り出すとき、両替後の現金をレジスターに戻すときも、点検確認者の点検を受け、記録するようにいたしました。

また、釣銭を両替する基準額の設定や、二子玉川の分庁舎から指定金融機関へ両替に行く際、必ず複数名で行くことも徹底しております。

㉞現金取扱いに関する管理・運用ルールについてです。これまで御説明してきた㉛から㉝の改善対応も含めた、より実効性のある現金取扱いマニュアルを作成し、現金取扱員をはじめとする課内全職員に周知の上、本年四月より運用を開始いたしました。

また、今年度当初に当課へ転入した者に対し、本マニュアルを活用しながら窓口業務対応手順の説明を行うとともに、金銭出納員を講師とする現金取扱いに関する課内研修を年内に実施予定でございます。

なお、現金取扱いマニュアルについては随時改定を行っていけるよう、課長と金銭出納員、現金取扱員である係長による合議を経て、見直しを行う体制も構築しております。

さらに、令和九年一月の本庁舎への再移転に向けては、来庁者動線の大幅な変更や、職員による機器操作の不慣れ等に起因する同種事故を防ぐため、マニュアル記載のルールを新庁舎での業務に適応させるよう、適時適切に改定を行うとともに、他自治体における窓口レイアウトやキャッシュレス・セミセルフレジサービス事業者への聞き取りなども行

い、職員のヒューマンエラーを最小化させる対応についても検討していきます。

六ページにお進みください。６世田谷区の組織及び運営の合理化に資するために付された意見への対応についてですが、監査結果における意見も踏まえ、組織及び運営の合理化に資する記載の㈢部長・課長の職責について、㈣金銭出納員の教育について、㈤会計事務指導の実効性の確保について、七ページにお進みいただき、㈥会計事務における課長の役割の明確化について、㈦コンプライアンスの推進についての対応策を、会計室が中心となり、全庁的に講じてまいります。

最後に、７今後の対応についてです。九月十一日開催の部長会において、監査結果及び勧告に対する措置について周知を図り、再発防止に向けた予防策の徹底を総務部より全庁に指示したこと、今後、本監査結果で示された組織及び運営の合理化に資するために付された意見への対応について、会計管理者や現金を取り扱う各所管の部課長が主体的に関わる仕組みの構築なども含め取り組んでいくことを所管部より聞いております。

資料八ページ以降は、先日の本会議で御報告しました監査結果報告書となりますので、後ほど御確認いただければと思います。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

○畠山晋一委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

――――――――――――――――――――

○畠山晋一委員長　それでは次に、㈧その他ですが、ほかに報告事項はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長　なければ、以上で報告事項の聴取を終わります。

――――――――――――――――――――

○畠山晋一委員長　次に、３請願の継続審査についてお諮りいたします。

令五・一八号「玉川野毛町公園既開園区域の改修計画における多目的広場（人工芝）とテニスコートの配置転換及び、既存トイレの存続を求める陳情」外九件を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長　御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

―――――――――――――――――――

○**畠山晋一委員長**　次に、４閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1:　都市整備について

2:　住宅政策について

3:　交通政策について

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長**　御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

―――――――――――――――――――

○**畠山晋一委員長**　次に、５協議事項に入ります。

㈠次回委員会の開催についてですが、次回委員会は年間予定である十一月十一日水曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長**　それでは、次回委員会は十一月十一日水曜日午前十時から開催することに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

―――――――――――――――――――

○**畠山晋一委員長**　そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長**　以上で本日の都市整備常任委員会を散会いたします。

午前十一時四十七分散会

―――――――――――――――――――